

# 各市の自治基本条例の制定状況 及び市の検討の概要について

市政創造推進課

# 自治基本条例とは

地方自治の本旨(総務省HPより)

**住民自治** (意思形成に係る住民の政治的参加の要素)

住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくこと

参加と協働

**団体自治** (地域の団体の国家から独立した意思形成)

地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと

自己決定  
・自己責任

自治基本条例

目的

市民自治の確立

地域自治の確立

目標

市民自治の一層の促進

自治体としての自己革新

手段

情報の共有・市民参加・協働

自主・自立の市政運営・信頼性の確保

規範

自治の基本を定めた最高規範

# 自治基本条例等の制定状況（市・区）一覧 （H18.4月末現在34市・区で制定）参考資料1参照

区分	都市名	条 例 名	施行 年月	区分	都市名	条 例 名	施行 年月
政令市	川崎市	自治基本条例	H17.4	市・ 区	文京区	「文の京」自治基本条例	H17.4
	静岡市	自治基本条例	H17.4		中野区	自治基本条例	H17.4
中核市	豊田市	まちづくり基本条例	H17.10		足立区	自治基本条例	H17.4
市・ 区	宝塚市	まちづくり基本条例	H14.4		八戸市	協働のまちづくり基本条例	H17.4
	清瀬市	まちづくり基本条例	H15.4		三鷹市	自治基本条例	H17.4
	羽咋市	まちづくり基本条例	H15.4		大和市	自治基本条例	H17.4
	杉並区	自治基本条例	H15.5		知立市	まちづくり基本条例	H17.4
	柏崎市	市民参加のまちづくり基本条例	H15.10		さぬき市	まちづくり基本条例	H17.4
	伊丹市	まちづくり基本条例	H15.10		秩父市	まちづくり基本条例	H17.5
	東海市	まちづくり基本条例	H15.12		岸和田市	自治基本条例	H17.8
	富士見市	自治基本条例	H16.4		四日市市	市民自治基本条例	H17.9
	多摩市	自治基本条例	H16.8		善通寺市	自治基本条例	H17.10
	草加市	みんなでまちづくり自治基本条例	H16.10		登別市	まちづくり基本条例	H17.12
	伊賀市	自治基本条例	H16.12		名張市	自治基本条例	H18.1
	久喜市	自治基本条例	H17.3.		豊島区	自治の推進に関する基本条例	H18.4
	越前市	自治基本条例	H17.3		池田市	まちづくり条例	H18.4
	新見市	まちづくり基本条例	H17.3		大東市	自治基本条例	H18.4

# 自治の根本理念

## 補完性の原理(「知恵蔵」より)

キリスト教社会倫理に起源を持つ理念。  
まず、家庭や近隣社会などの小さな組織による相互扶助が重要であり、政府など大きく上位に位置する組織は、これらの間で相互扶助が機能しなくなって初めて救済に乗り出すべきであるという考え方。  
中央政府から地方自治体への分権を進め、また行政からNPOへ業務を委託するための思想的根拠を与える。

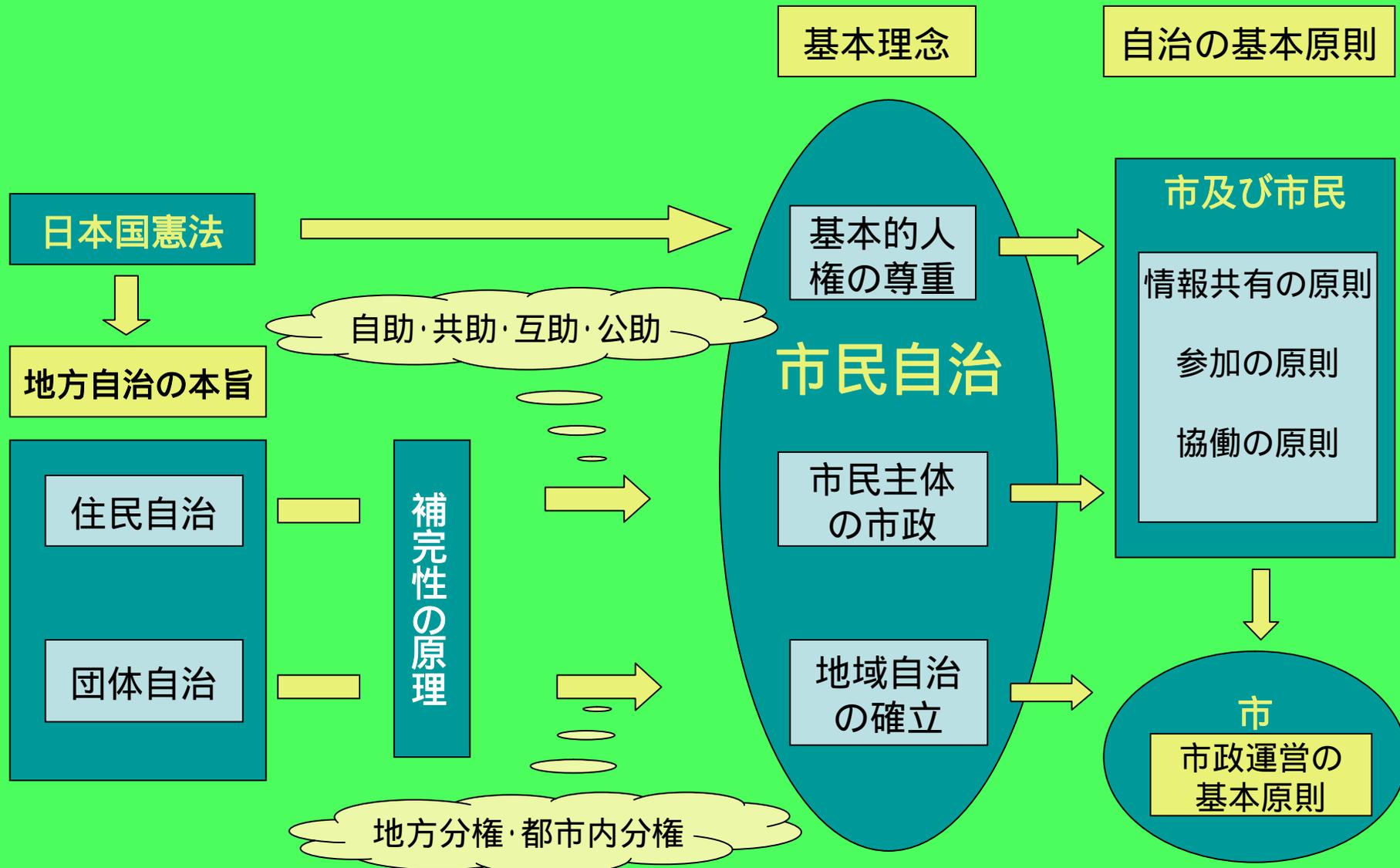
## 「補完性の原理」の仕組み

昇 秀樹「『補完性の原理』と地方自治制度」(都市問題研究(平成15年7月号))に基づき作成

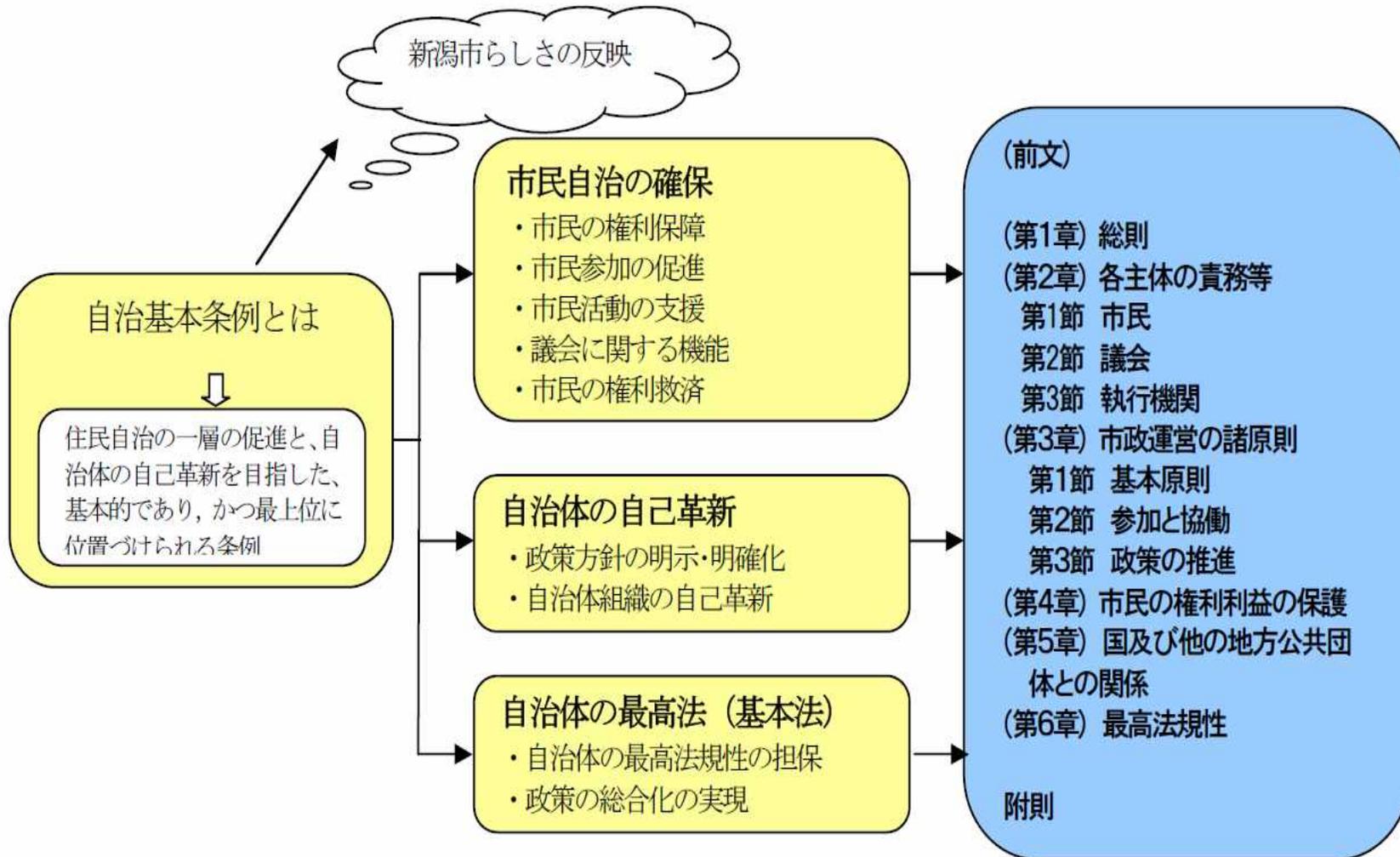
個人(家庭を含む。)でできることは個人で解決する(自助)。  
個人でできないときは、地域あるいはNPO(民間非営利団体)がサポートする(互助・共助)。  
個人でも、地域でも解決できない問題について、はじめて政府が問題解決に乗り出す(公助)。

- ア 政府の中でまず取り組むべき主体は、市民に近い基礎自治体。
- イ 基礎自治体で解決できない問題については広域自治体がサポート。
- ウ 広域自治体でも解決できない問題についてはじめて中央政府がサポート。

# 自治基本条例の基本理念・自治の基本原則



# 自治基本条例の内容，構成



# 各市における自治基本条例項目一覧概要

参考資料 2 参照

区 分	内 容	合計	区 分	内 容	合計
基本原則	情報共有の原則	25	参加と協働	情報提供制度	23
	説明責任	27		情報公開制度<条例等>	28
	参加の原則	22		会議公開制度	12
市民の権利・責務	住民の知る権利	27		個人情報保護制度<条例等>	25
	住民の参加権	28		住民参加制度	18
	まちづくりへの住民の義務（責務）	28		委員の公募	19
議会の役割等 議員の責務	議会の役割・責務	24		公聴制度・パブリックコメント制度等	22
	議員の責務	14		住民投票制度<条例>	28
	議会の情報公開制度<条例等>	14		まちづくり活動支援	15
執行機関	首長の責務	26		コミュニティ	14
	執行機関の責務	11	市政運営	総合計画の策定	22
	職員の責務	21		財政制度の整備	18
		行政手続条例		14	
		政策評価制度		24	
		行政組織の編成		11	
		職員・人事政策		10	
			連携・協力	国・県等との連携・協力	17
			最高法規性	最高規範（○）又は尊重・整合（△）	28

# 検討に当たっての考え方

## (1) 条例制定権について

自治基本条例に盛り込むべき事項は、憲法及び地方自治法に定める条例制定権の範囲を逸脱することはできない。

## (2) 枠組みの基本的考え方

市がこれまで制定した条例，市の執行機関の規則，要綱などに基づき実施してきた自治運営のしくみや市民参加制度の根拠・拠り所をこの条例で明確にするとともに，新たなしくみや制度を含めて体系化し，市民が一望・一覽できるようにすること

## (3) 法律で規定している事項等の扱い

地方自治に関し，日本国憲法及び地方自治法等の法律で規定している事項については，原則，自治基本条例では規定しない。ただし，条例の体系上又はその規定がないと市民の理解が困難な場合には，確認的に規定する。

# 自治基本条例の基本的枠組(その1)

## 前文

制定の由来・経緯と、その基本原理を述べたもの。(各条文を検討した後に、それらを踏まえて検討する。)  
法的意味は、本則と一体となる法的性質を持ち、前文自体が直接的に適用されるものではなく、各条文の解釈基準になるもの。

## 第1章 総則

### 【目的】

- 市民自治の実現

### 【用語の定義】

- 市民(広義)
- 参加(参画を含む概念として)
- 協働(共通する課題の解決)

### 【条例の位置づけ】

最高規範としての条例(尊重の義務)

### 【基本理念】

- 基本的人権の尊重
- 市民主体の市政
- 地域自治の確立

基本理念実現の  
ための各主体共  
通の行動原則

### 【自治の基本原則】

- 情報共有の原則
- 参加の原則
- 協働の原則

## 第2章 各主体の責務等

### 【市民】

- 市民の権利  
(知る権利, 参加する権利)
- 市民の責務

### 【議会】

- 議会の役割及び責務
- 議会の運営
- 議員の責務

### 【執行機関】

- 市長の責務
- 執行機関の役割及び責務
- 職員の責務

# 自治基本条例の基本的枠組(その2)

## 第3章 市政運営の諸原則

### 【第1節 市政運営の基本原則】

- 市民自治の観点
  - ・説明責任・応答責任の原則
  - ・参加機会の確保
- 自治体の自己革新の観点
  - ・法務体制の整備
  - ・政策の総合化
  - ・財政運営の原則
  - ・組織運営の原則

### 【第2節 参加と協働の仕組み】

- 情報の収集プロセス
  - ・積極的な情報公開・提供(個別条例)
- 情報共有のプロセス
  - ・会議公開の原則(要綱対応)
  - ・審議会等の委員の公募(要綱対応)
  - ・パブリックコメント制度(要綱対応)
- 決定のプロセス
  - ・住民投票制度(諮問型・非常設型)
- 協働のプロセス
  - ・公共的課題解決のための協働の推進
  - ・自発的な公益活動の支援

### 【第3節 市政運営のしくみ】

- 信頼性・公正性の確保の仕組み
  - ・コンプライアンス体制の整備(個別条例)
  - ・行政手続の整備(個別条例)
  - ・個人情報の保護(個別条例)
- 効率的な行政運営の仕組み
  - ・行政評価(要綱対応)
  - ・外郭団体の評価等

### 【第4節 区における住民自治】

- 地域コミュニティの尊重
- 区役所との協働のしくみ
  - ・区役所の役割と組織等の整備
  - ・地域コミュニティの支援
  - ・区自治協議会の設置

## 第4章 市民の権利利益の保護

- 市民の相談等への対応義務
- 不利益救済機関の整備
  - ・行政評価委員会(要綱対応)

## 第5章 国及び他の地方公共団体 等との協力

- 国・県との対等な立場での相互協力
- 近隣自治体との連携・協力(共通課題)
- 国際交流・国際協力(日本海政令市)